

宇陀第3団育成会規約

平成5年5月23日

平成8年10月5日改訂

日本ボーイスカウト奈良県連盟宇陀第3団育成会

第1条 名称

本会は日本ボーイスカウト奈良県連盟宇陀第3団育成会と称する。

第2条 目的

本会は宇陀市とその周辺地域においてスカウト教育を図る為に宇陀第3団を設立し、その存続を維持し、教育に必要な施設や経費について協力援助することを目的とする。

第3条 会員

本会の会員は成人であって、次に示す正会員、維持会員、賛助会員を持って構成する。

- (1) 正会員:宇陀第3団に所属するスカウトの父母等保護者のうち代表者1名
- (2) 維持会員:スカウト保護者以外で本会の目的に賛意を持ち、役員や指導者(準指導者を含む以下同じ)として継続して協力援助を行うもの。
- (2) 会員は会員名簿に記載され、総会において報告される。

第4条 入会金

正会員は、その子弟が入団するとき育成会への入会金1万円を納入する、ただし1回限りとし、2人目以降の入団時にはこれを必要としない。

第5条 育成会費

正会員の会費は、その子弟1人につき次のとおりとする。

- | | |
|--------------|---------------------|
| (1)ビーバースカウト | 年会費12,000円(月1,000円) |
| (2)カブスカウト | 年会費12,000円(月1,000円) |
| (3)ボーイスカウト | 年会費12,000円(月1,000円) |
| (4)ベンチャースカウト | 年会費12,000円(月1,000円) |
| (5)ローバースカウト | 不要 |

ただし、1家族にスカウト2人目は、8,000円、3人目は6,000円とする。

- ② 維持会員の会費は、年会費1口5,000円とする。複数口数の申し込みはこれを妨げない。
- ③ 賛助会員の会費は1口10,000円とし随時これを受ける。複数口数の申込はこれを妨げない。
- ④ 会費の徴収方法は役員会にて決定する。

第6条 役員

本会の役員とその任務は次の通りとする。

- (1) 会長 1名(本会を代表し、これを統理する。)
 - (2) 副会長 2名(会長を補佐するとともに、特に与えられた任務を分担する。また会長が事故あるとき、または欠員を生じたときはこれを代理する。)
 - (3) 会計 1名
 - (4) 庶務 1名
 - (5) 地区委員 若干名(その地区の会費の徴収、連絡事項の伝達等にあたる。)
 - (6) 会計監査 2名
- ② 役員は、スカウトの保護者並びに維持会員とする。
- ③ 役員は団委員や隊指導者を兼務することができる。ただし、会計は団委員会の会計と兼務することはできない。

第7条 役員を選出

本会の役員は総会において選出される。

第8条 役員の任期

役員の任期は原則として次の通常総会が終わるまでとするが、再任は妨げない。

第9条 運 営

本会の運営は必要に応じ役員会を開いてこれを行う。

第10条 財 政

本会の資金は、第2条に定める目的に沿って運営されるもので、その収入源は次の通りとする。

- (1) 第4条に規定する入会金
 - (2) 第5条に規定する会費
 - (3) 寄付金
 - (4) 公共団体等からの助成金
 - (5) 雑収入
- ② 会員の居住する地域以外で収入を計画してはならない。
 - ③ 一般募金を行う場合は、宇陀地区委員会の承認を得たものでない。
 - ④ 支出は次の通りとする。
 - (1) 団基本活動として、スカウト1人当たり年額9,000円を団委員会に拠出する。
 - (2) その他の活動費については役員会で予算策定の上、総会において報告する。
 - ⑤ 会計年度は4月1日より翌年3月31日をもって1会計年度とする。

第11条 会計監査

本会の会計監査は会計監査役が行い、総会において報告する。

第12条 通常総会

通常総会は、原則として年1回会長が召集して開催する。

- ② 通常総会の目的は育成会役員の選出、育成会活動報告・計画提案・決算報告・予算提示、会計監査報告、団委員会活動・各隊活動(活動内容・決算等)の報告、その他とする。

第13条 臨時総会

会長が必要と判断した時は、臨時総会を随時開催することができる。

- ② 正会員及び維持会員の合計の2分の1以上の会員から文章で要求があった場合、60日以内に臨時総会を開催しなければならない。

第14条 総会の成立と議決

通常総会及び臨時総会は、正会員またはその代理と維持会員殿御受けの2分の1以上の出席(委任状を含む)により成立し、その議決は賛助会員を含む出席者の多数決による。

第15条 規約の改廃

規約の改廃は役員会で協議の上、総会または臨時総会にて承認を得るものとする。

第16条 その他

特に規定のない事項についてはボーイスカウト日本連盟教育規定に準じるものとし、役員会で決定の後、総会で報告する。

附 則

本規約は平成5年9月1日をもって実施する。

宇陀第3团团規約

平成5年5月23日

日本ボーイスカウト奈良県連盟宇陀第3団

第1条 名称

本会は日本ボーイスカウト奈良県連盟宇陀第3団と称する。

第2条 目的

本団は、日本連盟の教育規定並びに諸規約、方針に従い、ボーイスカウト活動を通じ、青少年がその自発活動により、自ら健康を築き、社会に奉仕できる能力と人生に役立つ技能を体得し、かつ、誠実、勇気、自信及び国際愛と人道主義を把握し、実践できるよう教育することを持って目的とする。

第3条 教育及び運営の単位

青少年に対しスカウト教育を実施する単位を隊といい、運営の単位を団という。

第4条 団委員会

スカウトの保護者並びに育成会維持会員のうちから5名以上の団委員を選出し、団委員会を構成する。

第5条 団委員会の役目

団委員会の役目は次の通りである

- (1) 団の資産を管理する。
 - (2) 団の財政について責任を持つ。
 - (3) 集会場、備品及び夏季野営実施については便宜を図る
 - (4) 団の各隊指導者(準指導者を含む。以下同じ)の選任について責任を持ち、それら指導者に対し訓練参加の援助を行う。
 - (5) 団内スカウトの進歩の促進を図る
 - (6) 団内すべてのスカウトの入退団を管理し、団の加盟登録について責任を持つ。
 - (7) 団内スカウトの健康と安全に留意する。
 - (8) スカウト運動の主旨に努める。
- ② 団委員会はスカウトの実施訓練には直接たずさわらない。

第6条 団委員会の構成

団委員会の役員は次の通りとする。

- | | |
|--------------|---------|
| (1) 団委員長 | 1名 |
| (2) 副団委員長 | 3名以下 |
| (3) 事務局 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名ないし2名 |
| (5) 会計監査 | 2名 |
| (6) 財政担当 | 若干名 |
| (7) 指導者養成担当 | 若干名 |
| (8) 進歩担当 | 若干名 |
| (9) 野営・行事担当 | 若干名 |
| (10) 組織・拡張担当 | 若干名 |
| (11) 健康・安全担当 | 若干名 |
| (12) 顧問 | 若干名 |

② 団委員長、会計、会計監査以外の役員は、複数の役員を兼務することができる。

第7条 団委員の任務

団委員は互いに協力し、第5条に定める団委員会の役目を果たすよう努めるものとする。

- ② 団委員長の任務は次の通りである。
 - (1) 団構成の標準を維持し、各隊の育成の発展に努める。
 - (2) 団内の各隊全般を監視し、その活動に協力する。
 - (3) 団委員会の主宰者として活動するとともに団会議の議長になる。
- ③ 副団委員長は、団委員長を補佐するとともに、特に与えられた任務を分担する、また、団委員長が事故あるとき、または欠員を生じたときは、これを代理する。

第8条 役員の選任及び団委員の任期

団委員長、副団委員長、事務局は団委員の互選とし、その他の役員は団委員で分担する。

- ② 団委員の任期は原則として次の総会が終わるまでとするが、再任は妨げない。

第9条 団委員会の開催と議決

団委員会は原則として毎月1回、団委員長が召集して定期的を開催する。

- ② 団委員会における議決は過半数による。

第10条 団会議

団の教育訓練に関する事項を協議するために、団会議を開催する。

- ② 団会議は団委員長、副団委員長、各隊の隊長、副長とで構成し、必要なおおじて各担当団委員が参加する。
- ③ 団会議は必要に応じ随時開催する。

第11条 隊指導者

各隊の隊長及び副長は、団委員会が任命する。

- ② 隊長は隊活動全般を指導する。
- ③ 副長は隊長を補佐し、分掌を命じられた任務を行う。
- ④ その他の指導者は日本連盟教育規定による。

第12条 隊

各隊は日本連盟教育規定に基づき、班や組で組織する

第13条 スカウト(隊員)

本団のスカウトは、日本連盟教育規定に基づく団委員会の承認と、保護者の同意を得たものとする。

- ② スカウトの募集は原則として年1回行い、募集人員は団会議で決定する。

第14条 財政

団委員会の活動費は次の通りとする。

- (1) 育成会から支給される団基本活動費(スカウト一人当たり9,000円)、及びその他必要に雄おじて支給される団特別活動費。
- (2) 団に対する寄付金、助成金等。
- ② 団基本活動費及び団特別活動費は、団委員会活動並びに隊活動の補助に用いる。
- ③ 団委員会及び隊指導者が講習会・研修会等に参加する場合、その費用は団委員会にて協議の上補助を行う。
- ④ 隊指導者が団・隊のスカウト活動に参加する場合の交通費、宿泊費等で隊長より申し出のあったものについては、団委員会にて協議の上支弁額を決定する。
- ⑤ 各隊の活動費は次の通りとする。
 - (1) 各隊がスカウトの保護者から徴収する隊基本活動費。その金額、徴収方法などは団会議において協議の上決定する。
 - (2) 舎営、野営、その他行事のために各隊が臨時に徴収する隊特別活動費。
- ② 記章類や制服等の支給並びに補助については、団委員会において協議の上決定する。

第15条 規約の改廃

本規約の改廃は団委員会で決議し、育成会長に報告しなければならない。

第16条 その他

本規約に定めのない事項については、ボーイスカウト日本連盟教育規定を準用する

ものとし、特に疑義を生じた時は、団委員会で協議の上決定するものとする。

附 則

本規定は平成5年9月1日をもって実施する。

宇 陀 第 3 団 慶 弔 規 約

平成5年5月23日制定

平成8年9月1日改定

日本ボースカウト奈良県連盟宇陀第3団

1. 結婚祝金

スカウト及び指導者(準指導者を含む。以下同じ)本人が結婚をするときは、結婚祝金5,000円または同等品の記念品を贈呈する。

2. 香 典

次の場合、板櫛一对を贈る

- (1)スカウト・隊指導者・団委員・育成会員のそれぞれ本人が死亡した場合。
- (2)スカウトの保護者・兄弟・姉妹が死亡した場合。
- (3)隊指導者・団委員・育成会員の配偶者並びに1親等が死亡した場合。

宇 陀 第 3 団 団 規 約 運 用 細 則

平成5年5月23日制定

平成14年6月30日改定

日本ボースカウト奈良県連盟宇陀第3団

1. 目 的

本運用細則は、団規約に基づき団委員会で決定した具体的運用をまとめたもの。

2. 財 政

団規約第14条財政に関しては、以下の運用とする。

1) 講習会・研修会参加費用

指導者を対象とした講習会・研修会費は全額団または隊より支給する。

交通費については、原則として奈良県外で開催される場合に限り、団または隊より支給する。(那須 実修所にかぎり支給)

2) 地区協議会、地区委員会活動参加費用

交通費は支給しない。

地区役員慶弔規定に定められた、役員会費は団より支給する、その他の懇親会参加費は、団委員長の判断による。

3) 奈良県連盟活動参加費用

交通費は支給しない。

懇親会参加費は、団委員長の判断による。

4) 日本連盟、奈良県連盟、地区主催行事への参加費用

参加費ならびに交通費は団会議で協議の上、隊または団より支給する。ただし、個人負担するのが相当と判断した場合は、その限りでない。

5) 需品の支給

団から支給するもの。

(1) ネッカチーフ、チーフリング、現物支給。紛失した場合は原則として個人負担。

(2) 記章類、現物支給または、請求に対する実費支給。

団から半額を補助するもの。

(1)指導者の制服(スカウターシャツ、スカウターパンツ、スカート、ベレー、ベルト)

3. 運用細則の改廃

団委員会の議決による。

4. その他

本運用細則の内容を団委員会で変更した場合は本細則の改定発行を待たずにその議決に従って運用することができる。

5. 本細則は平成14年6月30日をもって実施する。

宇陀第3団団規約運用細則

平成5年5月23日制定

平成14年6月30日改定

日本ボースカウト奈良県連盟宇陀第3団

1. 目的

本運用細則は、団規約に基づき団委員会で決定した具体的運用をまとめたもの。

2. 財政

団規約第14条財政に関しては、以下の運用とする。

1) 講習会・研修会参加費用

指導者を対象とした講習会・研修会費は全額団または隊より支給する。

交通費については、原則として奈良県外で開催される場合に限り、団または隊より支給する。(那須 実修所にかぎり支給)

2) 地区協議会、地区委員会活動参加費用

交通費は支給しない。

地区役員慶弔規定に定められた、役員会費は団より支給する、その他の懇親会参加費は、団委員長の判断による。

3) 奈良県連盟活動参加費用

交通費は支給しない。

懇親会参加費は、団委員長の判断による。

4) 日本連盟、奈良県連盟、地区主催行事への参加費用

参加費ならびに交通費は団会議で協議の上、隊または団より支給する。ただし、個人負担するのが相当と判断した場合は、その限りでない。

5) 需品の支給

団から支給するもの。

(1) ネッカチーフ、チーフリング、現物支給。紛失した場合は原則として個人負担。

(2) 記章類、現物支給または、請求に対する実費支給。

団から半額を補助するもの。

(1) 指導者の制服(スカウターシャツ、スカウターパンツ、スカート、ベレー、ベルト)

3. 運用細則の改廃

団委員会の議決による。

4. その他

本運用細則の内容を団委員会で変更した場合は本細則の改定発行を待たずにその議決に従って運用することができる。

5. 本細則は平成14年6月30日をもって実施する。